

訪問看護ステーション向け

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和6年4月1日 1.10 版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和 6 年 1 月 31 日	初版	・対象者別(訪問看護ステーション)に「運用マニュアル」を作成
令和 6 年 4 月 1 日	1.10 版	・マイナ在宅受付 Web、マイナポータルの仕様変更による更新 ・第 2 章の「医療扶助において利用者宅に訪問した後に実施する資格確認」を更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・ポータルサイト移行による軽微な修正

目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	7
第2章 オンライン資格確認	12
第3章 薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧	45
第4章 困った時には	49
第5章 お問い合わせ	61
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	63

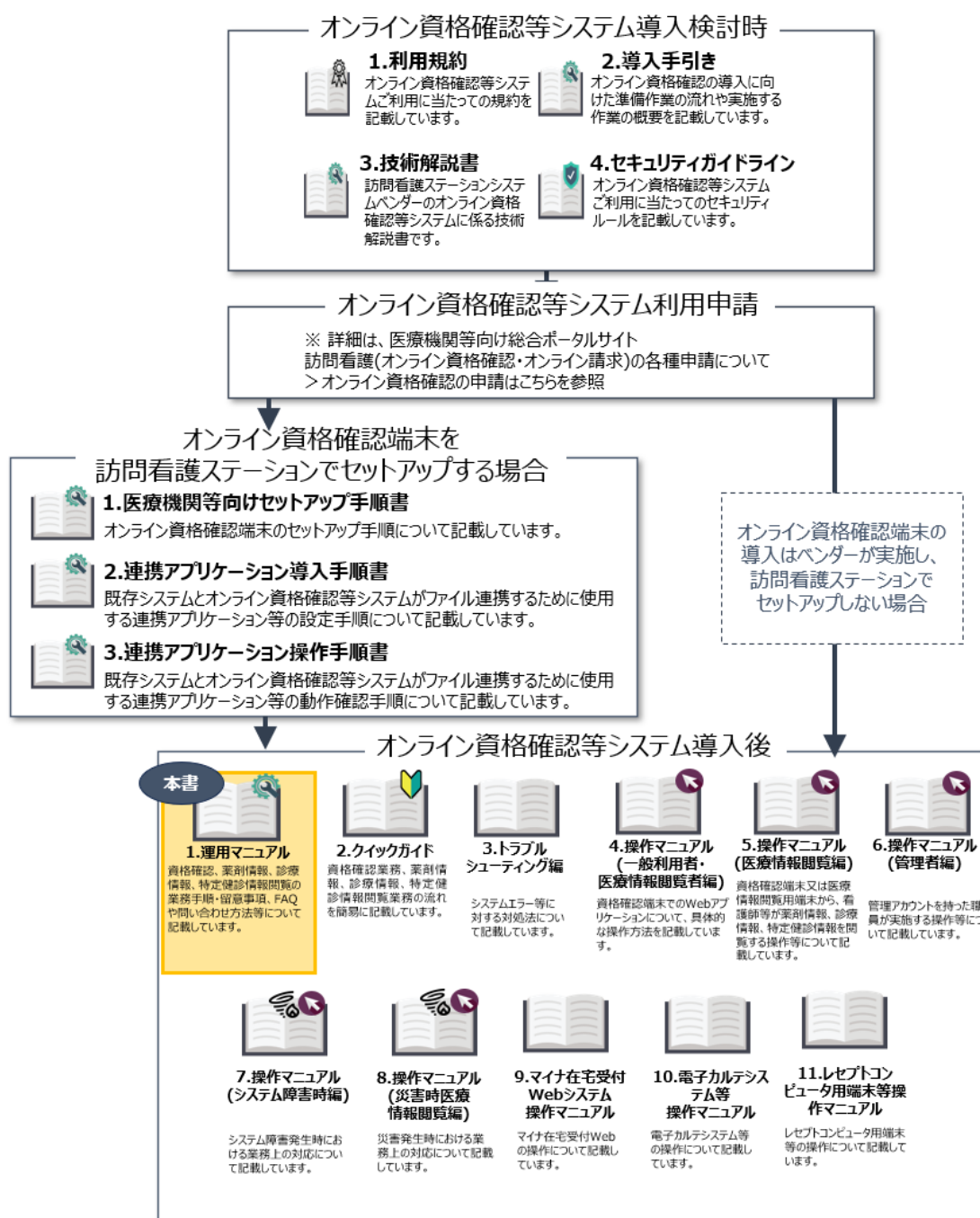
【別紙】参考資料	
----------	--

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システムを導入した訪問看護ステーションの事務職員や看護師・保健師等の有資格者(以下「看護師等」という。)向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」、「操作マニュアル(医療情報閲覧編)」、や「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

下図に示すドキュメントの掲載場所については次頁の表をご参照ください。



前頁の図で示しているドキュメントの掲載名と正式ドキュメント名の関係は以下の表を参照してください。掲載場所/ドキュメントリンクをクリックすると、対象のドキュメントに遷移します。

○オンライン資格確認等システム導入検討時

No	掲載名	掲載場所／ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト (【訪問看護】利用開始・変更申請)
	オンライン資格確認等システム利用規約	
2	導入手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト (訪問看護(オンライン資格確認・オンライン請求)の導入・運用方法)
	訪問看護(医療保険)におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	
4	セキュリティガイドライン	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	

○オンライン資格確認端末を訪問看護ステーションでセットアップする場合

No	掲載名	掲載場所／ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	医療機関等向けセットアップ手順書	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	医療機関等向けセットアップ手順書(資格確認端末編)	
2	連携アプリケーション導入手順書	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	連携アプリケーション導入手順書	
3	連携アプリケーション操作手順書	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	連携アプリケーション操作手順書	

○オンライン資格確認等システム導入後

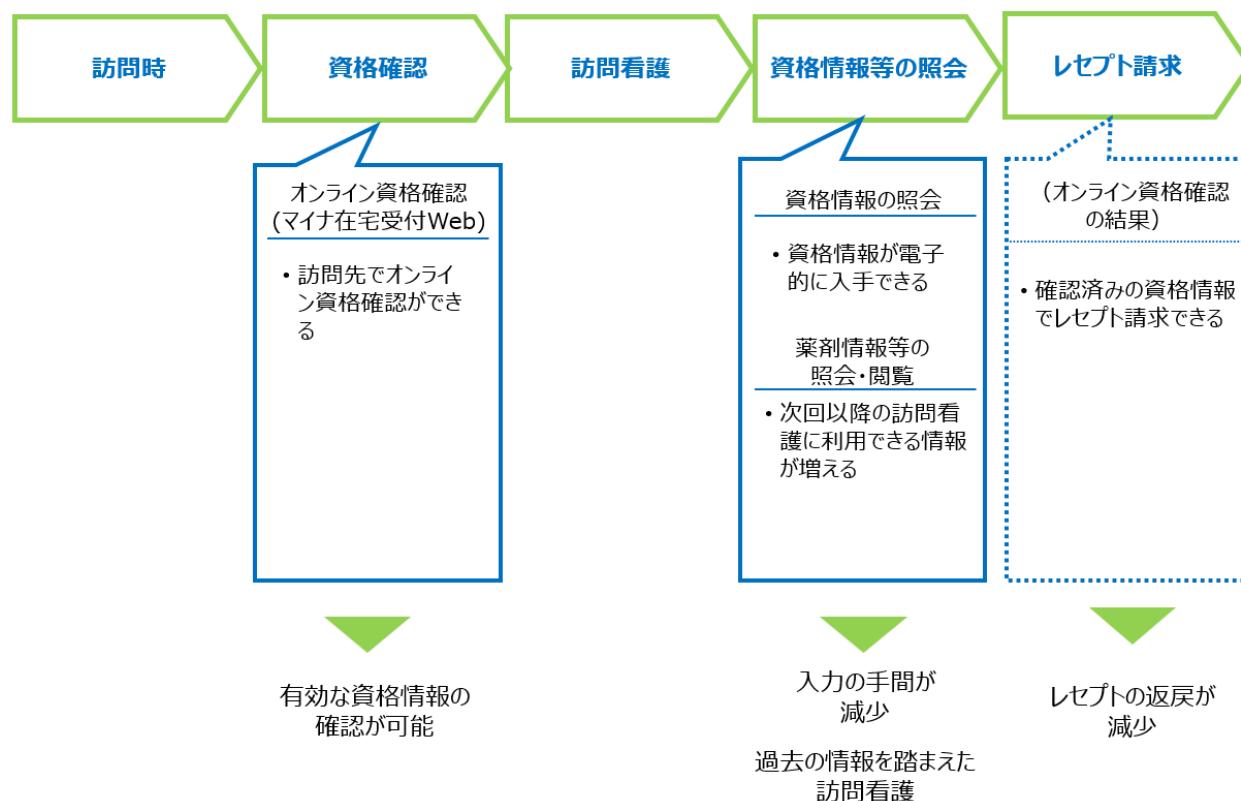
No	掲載名	掲載場所／ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1-1	運用マニュアル(本書)	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	訪問看護ステーション向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	
1-2	運用マニュアル(顔認証付きカードリーダーを設置している訪問看護ステーションのみ)	
	病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	
2	クイックガイド	
	訪問看護ステーション向け オンライン資格確認クイックガイド	
3	トラブルシューティング編	
	トラブルシューティング編	
4	操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
5	操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
6	操作マニュアル(管理者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(管理者編)	
7	操作マニュアル(システム障害時編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)	
8	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
9	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)	
10	電子カルテシステム等操作マニュアル	—
	(担当ベンダーにご確認ください。)	
11	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル	—
	(担当ベンダーにご確認ください。)	

第1章 はじめに

オンライン資格確認導入のメリット

オンライン資格確認等システムを導入することで、主に以下のとおり業務が変わります。

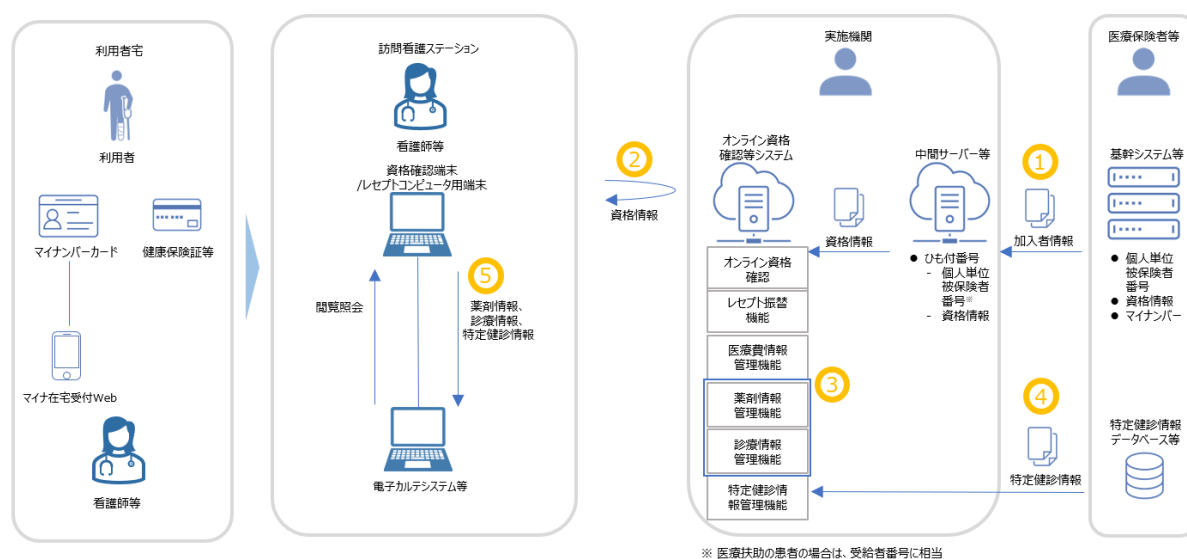
なお、オンライン資格確認等システムは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。



看護師等は利用者の自宅等でオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、利用者の有効な公的医療保険や生活保護(医療扶助)の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます(レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です。)

訪問看護ステーションにおいて、薬剤情報、手術情報を含む診療情報(以下「診療情報」という。)、特定健診情報を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた訪問看護が可能になります。

オンライン資格確認等システムの全体像



① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報(資格情報を含む)を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会

訪問看護ステーションは、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードの IC チップに格納された利用者証明用電子証明書^{※1}を利用します。

※1 マイナンバーカードの IC チップに格納された、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。有効期限は発行日から 5 回目の誕生日までです。

③ 薬剤情報、診療情報の抽出

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けた医科・歯科・調剤レセプトから薬剤情報、診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けた医科・歯科・調剤レセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

④ 特定健診情報の登録

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※2}を含む特定健診情報を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

40 歳未満の事業者健診の場合は、医療保険者等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

生活保護受給者に対して実施された健診の場合は、福祉事務所等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

※2 被保険者証記号・番号(世帯単位)に2桁の被保険者証枝番がついた番号で、医療扶助においては、受給者番号がこれに相当します。

⑤薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧

利用者が訪問看護時において資格確認時に同意した場合、訪問看護ステーションのセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末又は電子カルテシステム等の端末から薬剤情報、診療情報、特定健診情報を閲覧できます※3。

※3 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第25条、第26条を参照してください。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信、③オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示の3つの方法で実施しております。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト※に掲載されます。

※ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード



② ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレスへのお知らせ送信

「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始案内や各種申請結果等は、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント取得時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信されます。

③ オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示

各訪問看護ステーションのお知らせは、資格確認端末にてオンライン資格確認等システムのログイン時にポップアップにて表示されます。

本書の改訂について

本書は、オンライン資格確認等システムを導入した訪問看護ステーションにおいて、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

※訪問看護のオンライン資格確認について、令和6年6月からシステムの運用を開始する予定です。本書では、それまでの運用テスト期間において、これらを活用する場合の訪問看護ステーションにおける業務の流れや留意事項等を記載していますが、内容については運用開始に向けて随時見直しを行う予定です。

第2章 オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「訪問看護時の資格確認(マイナンバーカード)」、「継続的な訪問看護が行われている場合の2回目以降の訪問看護前に行う資格確認(再照会)」があります。また、オンライン資格確認等システムでは、運用上の機能として、「健康保険証等を用いた資格情報の照会」、「医療扶助において利用者宅に訪問した後に実施する資格確認(一括照会)」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第4章 困った時には」をご確認ください。

訪問看護時の資格確認(マイナンバーカード)

訪問看護ではマイナンバーカードで資格確認をする場合、モバイル端末等(スマートフォン、タブレット、ノートPC等)からマイナ在宅受付Webへアクセスすることで、利用者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります※。マイナ在宅受付Webとは、利用者の自宅等において利用者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得(登録)を可能とするWebサービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます。

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を提示された場合でも資格確認を行ってください。なお、オンライン資格確認を実施した場合には、これらの証の提示が不要になります。

※ マイナ在宅受付Webでの本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、訪問看護において顔認証マイナンバーカードは使用できません。



※ 本サービスをスマートフォン(iPhone)で利用した場合の画面例です。

(1)マイナ在宅受付 Web へアクセス

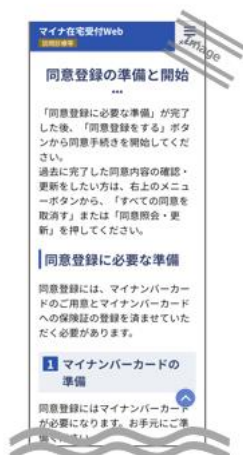
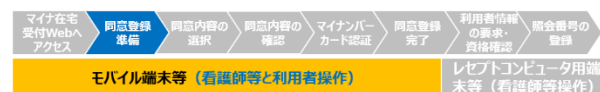


初回訪問時に看護師等が訪問看護ステーションから持参したモバイル端末等^{※1}から、URL をクリックするなどして、マイナ在宅受付 Web へアクセスします^{※2}。

※1 利用者のモバイル端末等を利用することも可能です。その場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

※2 URL は訪問看護ステーション毎に発行されるもので、オンライン資格確認等システムからダウンロードすることが可能です(URL の二次元コードも作成可能)。URL、二次元コードの取得方法については操作マニュアル(管理者編)の「第 5 章 医療機関別 URL 取得・変更」を確認してください。また、マイナ在宅受付 Web は、モバイル端末等に URL のショートカットを作成しておくか、ブラウザのお気に入り設定しておくことで、スムーズなアクセスが可能になります。

(2)同意登録準備



看護師等は利用者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているか確認してください。利用者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

顔認証マイナンバーカード(暗証番号設定のないマイナンバーカード)の場合



令和5年12月15日以降、利用者の希望に応じて顔認証マイナンバーカード(暗証番号設定のないマイナンバーカード)が市区町村窓口にて発行可能となりました。顔認証マイナンバーカードの場合、マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されています。ただし、マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、訪問看護において顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(3) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて看護師等が利用者の手術情報、薬剤情報※(診療情報を含む)、特定健診情報、限度額情報、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、利用者は同意内容を選択します。

※ 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している訪問看護ステーションの場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

(4)同意内容の確認



看護師等は利用者同意登録内容の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。また、利用者自身が操作できる場合には、利用者自身が確認・押下することが可能です※。

※ 訪問看護では、継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、登録された同意に基づき、利用者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、利用者はいつでも同意を取り消すことが可能です。看護師等はこれらのことについて利用者等に説明を行ってください。また、利用者等が2回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、改めて必要に応じて診療情報・薬剤情報等の取得・活用することの確認を行うことが重要です。

(5) マイナンバーカード認証



① スマートフォン利用の場合/タブレット・PC 利用で IC カードリーダライタ認証を選択した 場合

モバイル端末等にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。まず利用者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。その後、利用者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、看護師等又は利用者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

② タブレット・PC 利用で二次元コード認 証を選択した場合

利用者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを利用者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込み、マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください(最新のマイナポータルアプリをご利用ください。)※。

※ 利用者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号が覗かれないようにご注意ください。



暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号のことです。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として利用者本人が、看護師等が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。看護師等はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

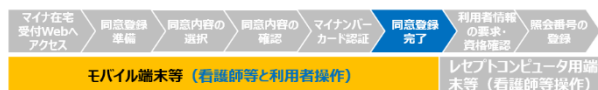
ポイント 本人による入力が難しい場合

利用者本人が同意内容や暗証番号の入力が難しい場合、利用者の家族や代理人等において同意内容や暗証番号の入力を支援することが可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

(6)同意登録完了



マイナ在宅受付Web
〇〇〇〇〇医療機関

入力 確認 完了

同意登録完了

同意登録が正常に完了いたしました。
ブラウザのタブを閉じてください。

登録内容

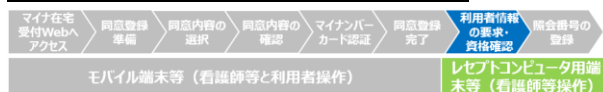
- 手術情報の提供
同意しない
- 薬剤情報の提供
同意しない
- 特定健診等情報の提供
同意しない

同意登録準備

マイナ利用認定証
限定利用区分認定証
限定利用区分認定証
ア
特定疾病療養受療認定疾病区分
交付なし
高齢受給者証一部負担金割合
1割負担
その他情報
その他氏名
田中 吉
その他氏名（カナ）
タナカ ヲシ
画面番号：B-04-01

資格情報の取得・同意登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、利用者の資格情報を確認してください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

(7)利用者情報の要求・資格確認



看護師等はレセプトコンピュータ用端末等から、訪問看護ステーションコードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

- ※ 交付年月日が同一の資格が複数存在する場合は、
- ・有効開始日が直近のもの
 - ・保険制度の市町村国保以外のもの
 - ・有効終了日が遠いものを条件に資格を自動的に特定します。
- ※ 医療扶助の場合は、
- ・資格取得年月日が直近のもの
 - ・資格喪失年月日が遠いものを条件に資格を自動的に特定します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号・枝番
- 被保険者証有効開始年月日
- 被保険者証有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。



ポイント 電子証明書の有効期限切れ／有効な資格が存在しないケース

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、現行の健康保険証が利用できる場合は健康保険証で資格確認を行ってください。

※ 1 資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。

※ 2 医療扶助において、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。

・利用者が紙の医療券を所持している場合は、医療券に記載された公費負担者番号・受給者番号でオンライン資格確認を実施します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、利用者の所持する医療券に記載された資格情報等を確認し、会計してください。

・利用者が紙の医療券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、利用者の属する福祉事務所へ照会してください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している(資格が無効)と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース
有効(未登録)と表示される	✓ オンライン資格確認等システムに資格情報が登録されている生活保護受給者が、福祉事務所から未委託の状態(医療券未発行)で訪問看護ステーションを利用したケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証(マル学保険証)	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	○
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
13	特定疾病療養受療証	○
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免(免除・徴収猶予)証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	○

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。

オンライン取得可能な高額療養費制度情報(マイナンバーカードの場合)

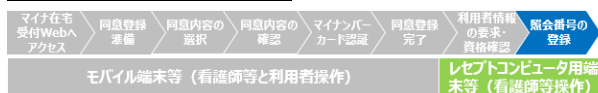
対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分(長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	認定疾病名(自己負担限度額)

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

訪問看護においては、初回訪問時の同意取得から当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、利用者による同意取消しがなされない限り、訪問看護の実施などの際に、オンライン資格確認等システムに対して利用者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能です※。ただし、2回目以降の訪問看護を行うに当たり、少なくとも例えば月に1回は、当該情報を照会・閲覧することについて利用者本人に口頭により説明・確認し、その旨を記録することが望ましいです。

※ 照会した情報をダウンロードし、その情報を電子カルテシステムで照会する場合を除きます。

(8)照会番号の登録



訪問看護ステーションごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。



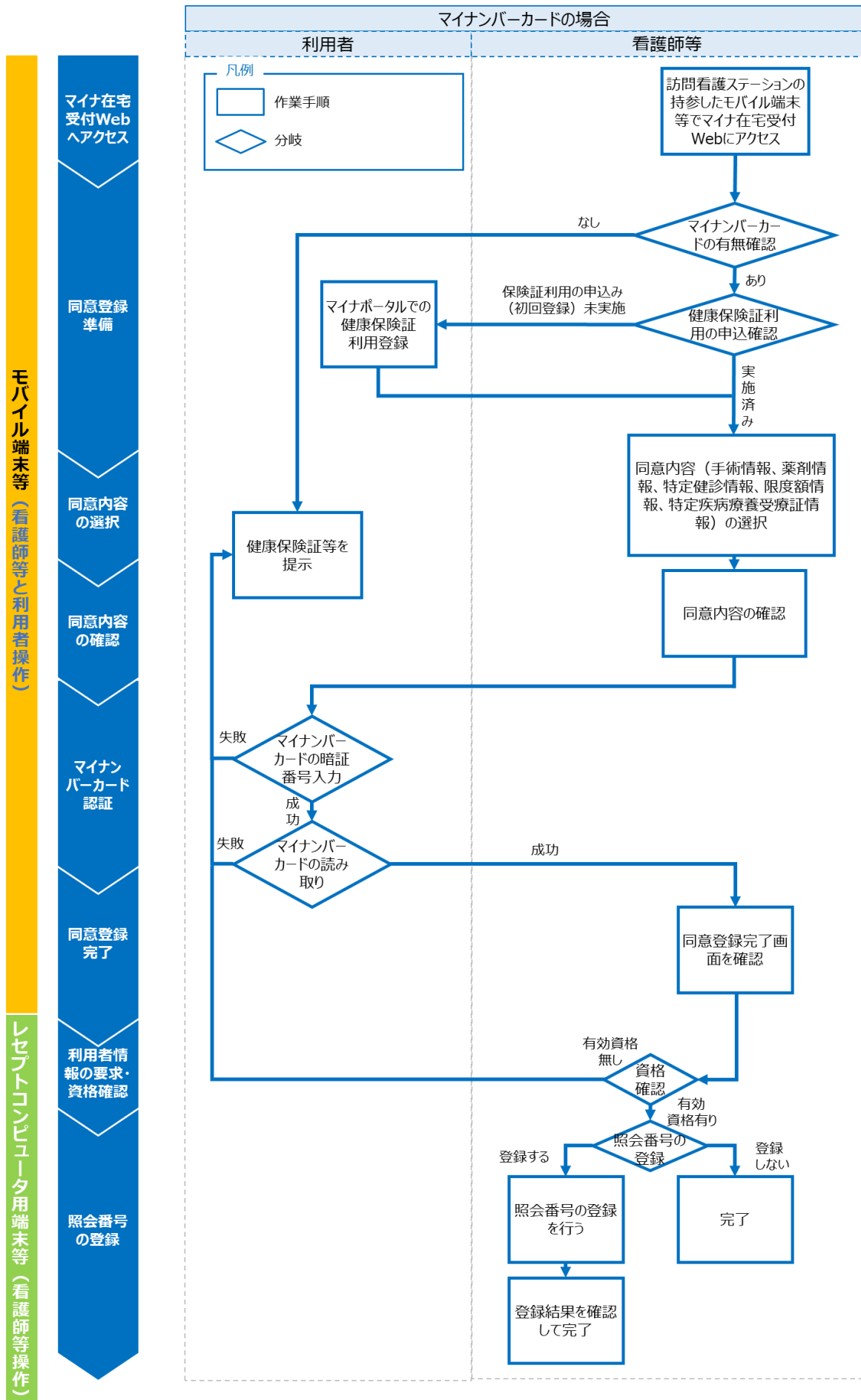
 **照会番号とは**
レセプトコンピュータ用端末等と連携される、利用者を特定する番号です。



ポイント 照会番号の登録のメリット

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の訪問時点から保険者等を異動した利用者の場合でも、スムーズに利用者を特定できます。

マイナンバーカードで資格確認する場合の対応手順フロー



継続的な訪問看護が行われている場合の2回目以降の訪問看護前に行う資格確認

訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等に既に登録されている利用者について、2回目以降の訪問看護を行う前に、利用者の被保険者証記号・番号等を用いて、オンライン資格確認等システムに対して、最新の資格情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受療証情報の再照会を行います。

詳細は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」をご参照ください。

再照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～1000 件/回 ※訪問看護でレセプトコンピュータから再照会する場合は 1～500 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

訪問看護時の同意内容の照会・更新

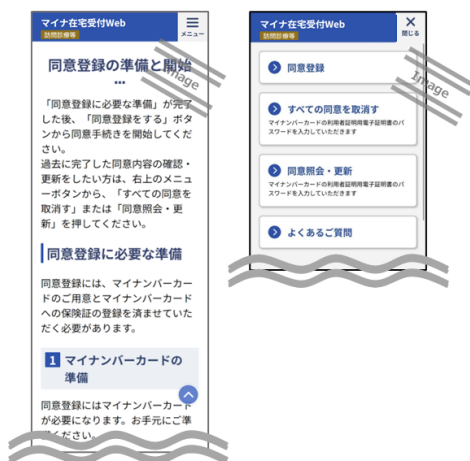
訪問看護ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容の照会・更新を行うことが可能です。



モバイル端末等（看護師等と利用者操作）

※ 本サービスをスマートフォン(iPhone)で利用した場合の画面例です。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス



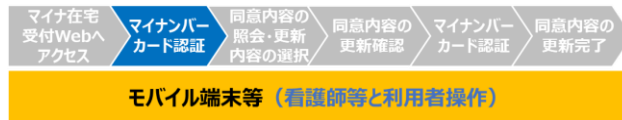
看護師等が訪問看護ステーションから持参したモバイル端末等※¹ から、URL をクリックするなどして、マイナ在宅受付 Web へアクセスします。

看護師等は画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください※²。

※¹ 利用者のモバイル端末等を利用することも可能です。

※² タブレット・PC をご利用の場合、看護師等は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

(2)マイナンバーカード認証



①スマートフォン利用の場合/タブレット・PC 利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合

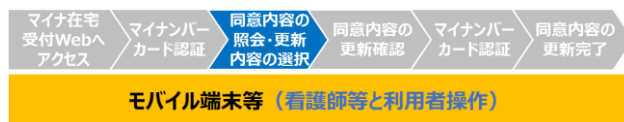
モバイル端末等にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。まず利用者がマイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力します※。その後、利用者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、看護師等又は利用者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

②タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

利用者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを利用者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込み、マイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力してください(最新のマイナポータルアプリをご利用ください。)※。

※ 利用者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号が覗かれないようにご注意ください。

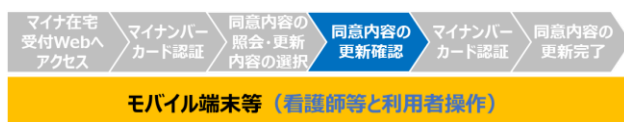
(3) 同意内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、過去の同意内容が表示されます。

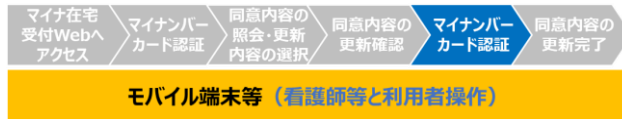
看護師等は利用者の更新したい項目について確認し、変更をご案内してください。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

(4) 同意内容の更新確認



看護師等は利用者で同意内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。また、利用者自身が操作できる場合には、利用者自身が確認・押下することが可能です。

(5) マイナンバーカード認証



① スマートフォン利用の場合/タブレット・PC 利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合

モバイル端末等にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。まず利用者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。その後、利用者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、看護師等又は利用者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付Webに戻ります。

② タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

利用者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを利用者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込み、マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください(最新のマイナポータルアプリをご利用ください。)※。

※ 利用者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号が覗かれないようにご注意ください。

(6)同意内容の更新完了

同意内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されますので、更新情報を確認してください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

同意登録の取消し

A 訪問看護ステーションで行う方法



資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（看護師等操作）

B 利用者宅で行う方法



モバイル端末等（看護師等と利用者操作）

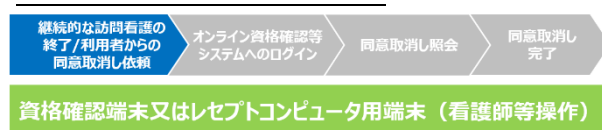
※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な訪問看護が行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問看護の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができるようになります。

A 訪問看護ステーションで行う方法

訪問看護ステーションの看護師等は継続的な訪問看護が終了した場合と、利用者から依頼があった場合に、資格確認端末で同意取消を行います。

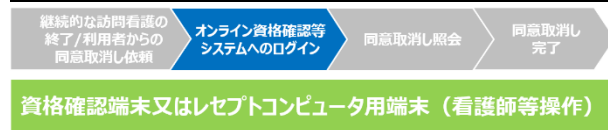
（１）継続的な訪問看護の終了/

利用者からの同意取消依頼



継続的な訪問看護の終了時又は利用者から同意登録の取消依頼があった場合、訪問看護ステーションの看護師等は同意取消処理を実施します。

(2) オンライン資格確認等システムへのログイン



資格確認端末にてオンライン資格確認等システムにログインし、同意取消し照会をクリックします。

(3) 同意取消し照会

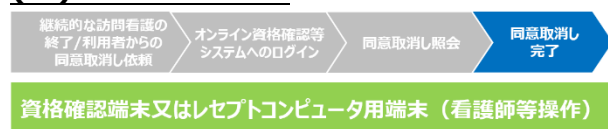


閲覧同意を取り消す利用者の保険者番号、被保険者証番号、生年月日、枝番※を入力し、検索をかけます。利用者の最新の資格情報と閲覧同意状況が表示されるので、対象利用者に間違いがないか確認します。

※ 枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要です。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」に、「受給者番号」は「被保険者証番号」に相当します。

(4) 同意取消し完了



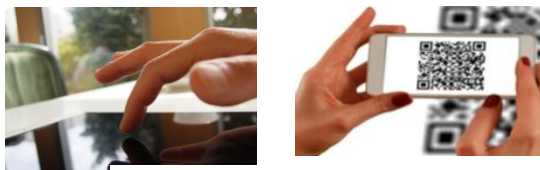
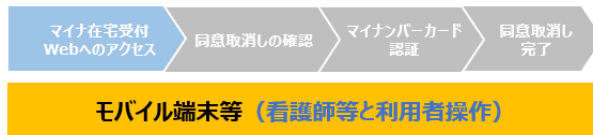
「同意取消」ボタンをクリックすることで、同意取消が完了します。

訪問看護ステーションの看護師等は利用者に同意取消しが完了した旨を連絡します。

B 利用者宅で行う方法

訪問看護においては基本的に訪問看護ステーションの看護師等が同意登録の取消しを実施しますが、利用者が同意登録の取消しを行うこともできます。

(1) マイナ在宅受付 Web へのアクセス



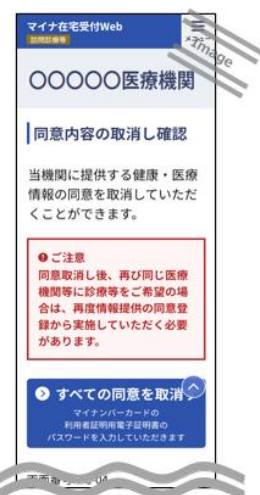
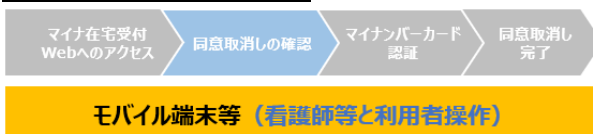
① スマートフォンからアクセスした場合

利用者のモバイル端末等又は看護師等が持参したモバイル端末等で、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

② タブレット・PC からアクセスした場合

マイナバーカード認証方法としてスマートフォン(二次元コード)又は IC カードリーダライタいずれかで同意取消しを選択することができます。

(2) 同意取消しの確認



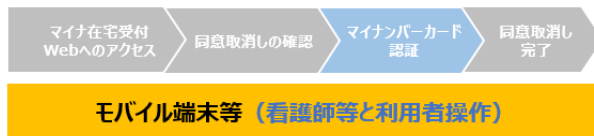
① スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

② タブレット・PC からアクセスした場合

看護師等は一つ前の画面で選択した二次元コードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダライタで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

(3)マイナンバーカード認証



①スマートフォン利用の場合/タブレット・PC 利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合

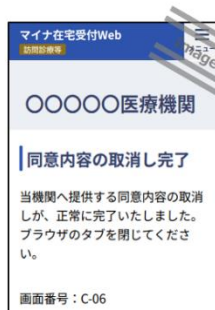
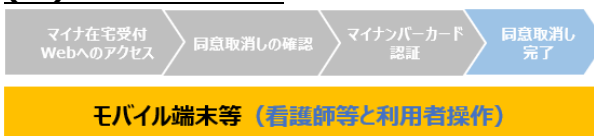
マイナポータルが自動的に起動します。まず利用者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。その後、利用者はマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、看護師等又は利用者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

②タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

利用者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを利用者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込み、マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください）※。

※ 利用者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号が覗かれないようにご注意ください。

(4)同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、看護師等又は利用者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

健康保険証等を用いた資格情報の照会

健康保険証等の情報から、オンライン資格確認等システムによって、資格情報(高額療養費制度情報など)が照会可能です。

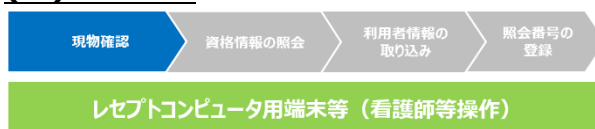


レセプトコンピュータ用端末等 (看護師等操作)

※ レセプトコンピュータ用端末を用いて資格情報の照会を行う場合の手順・画面例です。

資格確認端末を用いて資格情報の照会を行う場合は操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)を参照してください。

(1) 現物確認



訪問時、健康保険証等の現物を確認し、看護師等は保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日など健康保険証等の情報を控えめ。

利用者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に利用者から口頭にて同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報(健康保険証の場合)※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分(長期入院該当年月日)

※ 特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(2) 資格情報の照会



訪問看護ステーションにて、控えた情報をレセプトコンピュータ用端末等に入力[※]し、オンラインで資格情報を照会し、自動的に取り込まれる利用者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末等で照会することができます。

※。

※ 被保険者証記号と被保険者証番号が分かれていない場合には、どちらも被保険者証番号欄に入力してください。

※ 検索がヒットしない場合、健康保険証の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください(“C”と“0”等)。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」に、「受給者番号」は「被保険者証記号・番号・枝番」に相当します。

被保険者証枝番の追加イメージ

被保険者証枝番とは

令和3年4月以降[※]に発行される健康保険証には、被保険者番号を個人単位化するための被保険者証枝番が記載されます。後期高齢者医療被保険者証は現在も個人単位であるため変更はありません。

※ 令和2年10月以降、保険者ごとに被保険者証枝番が記載された健康保険証は順次発行されています。



ポイント 枝番なしでの資格情報の照会

令和3年3月以前に発行された健康保険証には被保険者証枝番の記載はありませんが、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を入力することで、被保険者証枝番を含む情報の照会が可能です。

(3) 利用者情報の取り込み



シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	生年月日	1980年1月1日
氏名	岸野 太郎	生年月日	昭和54年1月1日	年齢	38歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健康	照会番号	123-4567
記号・番号・姓	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
健康保険組合	本人	3割		電話番号1	XX-XXXX-XXXX
健康保険年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XX-XXXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日				

自動的に取り込まれる利用者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末等で確認できます。

(4) 照会番号の登録



訪問看護ステーションごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。

医療扶助において利用者宅に訪問した後に実施する資格確認

医療扶助の場合は、医療機関コード単位で、自機関が委託先になっている利用者の資格情報や医療券情報を一括照会機能にて確認することができます。

医療扶助の利用者が、未委託の訪問看護ステーションを利用した場合や福祉事務所の情報登録が遅延した場合には、利用者の医療券情報を閲覧できません。その場合は、福祉事務所に医療券情報を登録した後に、委託先資格情報の一括取得を実施し、事後的に資格確認を実施してください。

なお、福祉事務所に対しては、医療扶助の患者が、未委託の訪問看護ステーションを利用した場合、医療券情報を月末まで（月末に未委託の訪問看護ステーションの利用に関する照会を受けた場合はレセプト請求期限まで）に登録するよう周知されています。

** 注意事項 未委託かつ初回利用での一括照会**

医療扶助の利用者が、未委託かつ初めて利用する訪問看護ステーションを利用した場合、一括取得で取得した医療券情報と利用者情報をひも付ける照会番号が存在しません。そのため、利用時に登録した利用者情報と一括取得で取得した医療券情報を確認し、氏名・年齢・性別等から情報のひも付けを実施してください。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、被保険者証等の情報も活用し、各医療機関等のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の被保険者証等における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目		内容
基本情報※		
※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。		
1	氏名	【照会結果に係る留意事項】 ○「●」が含まれる ・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。 ・表示された内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
2	氏名カナ	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○ 被保険者証における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：わががわがとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3	氏名（その他） 氏名カナ（その他）	【項目説明】 ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を被保険者証の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。
4	性別 1	【項目説明】 ・被保険者証の表面記載の性別となります。
5	性別 2	【項目説明】 ・被保険者証の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、被保険者証の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。
6	生年月日	【照会結果に係る留意事項】 ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
7	住所 郵便番号	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・旧字等について一部は変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。
資格情報（証情報）		
8	被保険者証区分	【項目説明】 ・被保険者証の種類を示す項目となります。 ・被保険者証（一般）、被保険者証（退職）、短期被保険者証（一般）、短期被保険者証（退職）、被保険者資格証明書、特例退職被保険者証、自衛官診療証、医療扶助のいずれかを表示します。
9	被保険者証記号 被保険者証番号 被保険者証枝番	【照会結果に係る留意事項】 ・医療扶助の場合、被保険者番号は受給者番号に相当します。 ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 ○ 枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、空欄となります。
10	本人・家族の別	【項目説明】 ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）か家族かを表す項目となります。 【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

11	被保険者氏名	【項目説明】 ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
12	被保険者証有効開始年月日	【項目説明】 ○ 各被保険者証における以下の項目に該当しますが、被保険者証によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・健康保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険被保険者証（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険被保険者証（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療被保険者証：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） 【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 【補足事項】 ○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、被保険者証の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、被保険者証有効開始年月日は年次の被保険者証の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、被保険者証有効開始年月日を被保険者証の更新/再発行日や事業所変更日としている場合があります。
13	被保険者証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の証の更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
14	被保険者証交付年月日	【照会結果に係る留意事項】 ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 【補足事項】 ○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・継続して同一の保険者に加入している場合、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は定期更新されますが、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、加入時の被保険者証の日付のままとしている場合があります。
15	保険者番号	【項目説明】 ・医療扶助の場合は、公費負担者番号に該当します。
16	保険者名称	【項目説明】 ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所に該当します。 【照会結果に係る留意事項】 ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
17	被保険者証一部負担金割合	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。

オンライン資格確認システム固有項目

-	資格取得年月日	【項目説明】 ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	資格喪失年月日	【項目説明】 ・加入者資格の喪失日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護を停止又は廃止した年月日を設定します。
-	未就学区分	【項目説明】 ・義務教育就学前の利用者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	【項目説明】 ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、医療保険等の資格取得、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	【項目説明】 ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。 【照会結果に係る留意事項】 ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、利用者の保険者が変わっても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに利用者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で利用者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

利用者の持参する被保険者証の種類に応じて、以下で示す被保険者証サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

- ・国民健康保険被保険者証（保険者が市町村国保、国民健康保険組合）：市町村国保被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・健康保険被保険者証（保険者が健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合）：健康保険被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・後期高齢者医療被保険者証：後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。

市町村国保被保険者証サンプル（表面）

〇〇都道府県
国民健康保険
被保険者証

記号 番号 (枝番)

氏名 性別 生年月日 有効開始年月日 交付年月日 被保険者氏名 住所 保険者番号 交付者名

有効期限 年 月 日

健康保険被保険者証サンプル（表面）

健康保険被保険者証

令和 年 月 日交付

被保険者氏名 番号 (枝番)

氏名 性別 生年月日 資格取得年月日 年 月 日 年 月 日

保険者所在地 保険者番号・名称

後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号 住所 氏名 性別 生年月日 資格取得年月日 有効期日 交付年月日 一部負担金の割合 保険者番号 保険者名

被保険者証サンプル（裏面）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることが出来ます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目		内容
高齢受給者証情報		
18	高齢受給者証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
19	高齢受給者証有効終了年月日	【項目説明】 ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
20	高齢受給者証交付年月日	【補足事項】 ○高齢受給者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・高齢受給者証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、初回発行時の高齢受給者証の日付のままとしている場合があります。
21	高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名 性別 生年月日 発効年月日 有効期限 一部負担金の割合 住所 所在地 保険者番号 保険者名称及び印

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日交付

被保険者氏名 番号 (枝番)

氏名 性別 生年月日 発効年月日 有効期限 一部負担金の割合 年 月 日 年 月 日 年 月 日

保険者所在地 保険者番号 保険者名称

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目		内容
限度額適用認定関連情報		
22	限度額適用認定証区分	-
23	限度額適用認定証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
24	限度額適用認定証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
25	限度額適用認定証交付年月日	【補足事項】 ○限度額適用認定証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・限度額適用認定証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の限度額適用認定証の日付のままとしている場合があります。
26	限度額適用認定証適用区分	-
27	限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険	
22 限度額適用・標準負担額減額認定証	
23 有効期限 年 月 日	
24 交付年月日 年 月 日	
記 号	番 号 (枝番)
世 住 所	
主 氏 名	男・女
対 適 用 氏 名	男・女
象 減 額 生年月日	年 月 日
者 額 発効期日	25 年 月 日
適 用 区 分	26
長 期 入 院 該 当 年 月 日	27 年 月 日 交付者印
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

22 健康保険限度額適用認定証	
23 令和 年 月 日交付	
記 号	番 号 (枝番)
被 保 険 者 氏 名	男 実
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
適 用 対 象 者 氏 名	男 実
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
住 所	
発 効 年 月 日	23 令和 年 月 日
有 効 期 限	24 令和 年 月 日
適 用 区 分	26
所 在 地	
保 険 者 保 険 者 番 号 及 び 印	

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目		内容
特定疾病療養受療証情報		
28	特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29	特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
30	特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・特定疾病療養受療証の70歳未満の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の特定疾病療養受療証の日付のままとしている場合があります。
31	特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32	特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険 特定疾病療養受療証	
28	有効期日 年 月 日
30	交付年月日 年 月 日
認定疾病名	31
記号	番号 (枝番)
被保険者氏名	氏名 男・女
生年月日	年 月 日
発効期日	25 年 月 日
自己負担限度額	22
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

健康保険特定疾病療養受療証	
30	令和 年 月 日交付
認定疾病名	31
被保険者氏名	氏名 男・女
生年月日	昭和 年 月 日生
住所	
電話番号	
自己負担限度額	22
発効期日	25 令和 年 月 日から有効
保険者名称及び印	

医療券・調剤券

オンライン資格確認データ項目	内容
医療券・調剤券情報	
- 医療券・調剤券別	【項目説明】 ・医療券・調剤券別が設定されます。
- 医療券・調剤券有効開始年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効開始となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 医療券・調剤券有効終了年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効終了となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 交付番号	【項目説明】 ・交付番号が設定されます。
- 診療年月	【項目説明】 ・生活保護受給者が診療を受ける年月が設定されます。
- 指定医療機関コード	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関コードが設定されます。
- 指定医療機関確認フラグ	【項目説明】 ・病院・診療所の医療機関コードと医療券・調剤券の指定医療機関コードが不一致の場合に、「不一致」と設定されます。 ※不一致の例 ・承継等により医療機関コードが変更となるケースにおいて、旧医療機関コードで要求があった場合、新しい医療機関コードの医療券・調剤券も返却するケース ・医科歯科併設医療機関において、医科の医療機関コードで要求があった場合、歯科の医療機関コードの医療券も返却するケース
- 指定医療機関名	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関名が設定されます。
- 処方箋発行元医療機関コード	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関コードが設定されます。
- 処方箋発行元医療機関名	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関名が設定されます。
- 傷病名1	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名2	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名3	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 診療別	【項目説明】 ・診療別が設定されます。
- 本人支払額（自己負担額）	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す本人支払額（自己負担額）が設定されます。
- 地区担当員名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の内容点検を行った地区担当員名が設定されます。
- 取扱担当者名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の交付事務における取扱責任者名（医療事務担当者名）が設定されます。
- 単独・併用別	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月における単独・併用別が設定されます。
- 社会保険状況	【項目説明】 ・社会保険の該当有無が設定されます。
- 社会保険状況の整合性フラグ	【項目説明】 ・マイナンバーカードによる資格確認で、医療券・調剤券情報の社会保険状況は「あり」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在しない場合や、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「なし」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在する場合に、不整合が起きている旨を通知します。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の感染症の予防及び感染症の利用者に対する医療に関する法律第37条の2の該当有無が設定されます。
- 後期高齢者医療の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の後期高齢者医療の該当有無が設定されます。
- 都道府県費の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の都道府県費の該当有無が設定されます。

- 備考1	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考2	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考3	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合

訪問看護ステーションが受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります。訪問看護ステーションが審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「訪問日」として扱います。

資格登録状況ごとの訪問看護ステーションへの連絡内容

#	審査支払機関の対応			訪問看護ステーションが受領する連絡内容
	想定ケース		具体的な対応内容	
1	訪問日時点で有効な資格が1件	訪問日時点での保険者がレセプトに記録された資格と一致している場合	レセプトに記録された保険者へ送付	-
2		訪問日時点での保険者がレセプトに記録された資格と異なる場合	資格が有効である保険者へ送付※1	レセプトを別の保険者へ振り替えた旨を受領
3	訪問日時点で有効な資格が複数存在する場合		レセプトに記録された資格が有効である場合、レセプトに記録された保険者へ送付	-
4	訪問日時点で有効な資格が存在しない	資格確認日の直前で喪失した資格がある	健康保険証回収日が訪問日より前の場合	「資格喪失」である旨と併せて返戻されたレセプトを受領
5			健康保険証回収日が訪問日より後の場合	レセプトに記録された保険者の資格が喪失している旨を受領
6		資格が1件も登録されていない場合※2	レセプトに記録された保険者へ送付	-

※1 公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2 次の事例が該当します。

- ・新資格の健康保険証により訪問看護ステーションを利用したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- ・マイナンバーの提出拒否者等

第3章 薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧

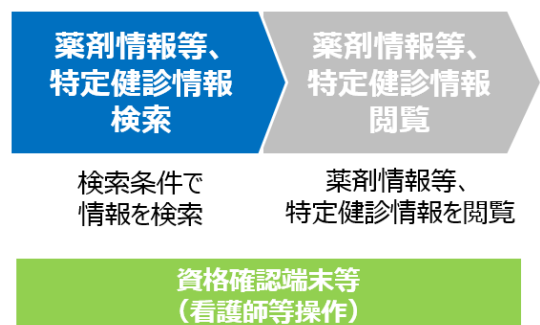
概要

看護師等は、手術情報、薬剤情報、診療情報、特定健診情報(本章においては、「薬剤情報等、特定健診情報」とする。)の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第4章 困った時には」をご確認ください。

手順

(1) 薬剤情報等、特定健診情報検索



オンライン資格確認等システム
同意取得済み患者一覧 (医師・薬剤師・看護師・介護士・歯科医師・歯科衛生士・診療放射線技師・検査技師・臨床検査技師・臨床検査士・臨床工学技士・臨床薬理士・臨床栄養士・臨床心理士・臨床社会福祉士・臨床検査技師・臨床検査士・臨床工学技士・臨床薬理士・臨床栄養士・臨床心理士・臨床社会福祉士)

検索条件: 同意取得済み患者取得 * 必須項目

* 診療区分: 診療科等

同意年月日 (日): 2023/01/08 ~ 2023/05/01

期会番号: 生年月日: 年 月 日

氏名 (姓): 性別: 検索

氏名	氏名 (姓)	生年月日	性別	期会番号	診療区分	同意年月日	同意有効期限
検索結果							

戻る

利用者が資格確認時に薬剤情報等、特定健診情報の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象利用者の情報を確認し、薬剤情報、診療情報については診療期間を指定した上で資格確認端末等から検索します。

特定健診情報については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

業態	照会可能期間
外来診療等	同意情報登録後 24 時間
訪問看護	継続的な関係のもと訪問看護が行われている間（利用者による同意取消しがなされない限り）

(2) 薬剤情報等、特定健診情報閲覧

資格確認端末等
(看護師等操作)

薬剤情報一覧

氏名: 山田 太郎 保険者番号: 01130012
生年月日: 1950年1月2日 性別: 男 年齢: 73歳 保険者証番号: 10
住所: 東京都 00

処方情報

薬剤名	処方内容	処方量	処方回数
1. 処方情報	処方内容	処方量	処方回数
2. 処方情報	処方内容	処方量	処方回数
3. 処方情報	処方内容	処方量	処方回数
4. 処方情報	処方内容	処方量	処方回数

資格確認端末等から当該利用者の薬剤情報等、特定健診情報を閲覧します※。

※ 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、及び「特定健診情報項目一覧」をご参照ください。

※ ファイル形式が XML の場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。



ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は看護師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報は、訪問日以降も常時閲覧が可能です。

⚠ 注意事項 特定健診情報が閲覧できないケース

特定健診情報の保険者による登録は任意となっており、利用者によって特定健診情報が表示されない場合があります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

- 健診を受診していない者
- 保険者等の登録が完了していない場合

 薬剤情報とは

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療(調剤)の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

 診療情報とは

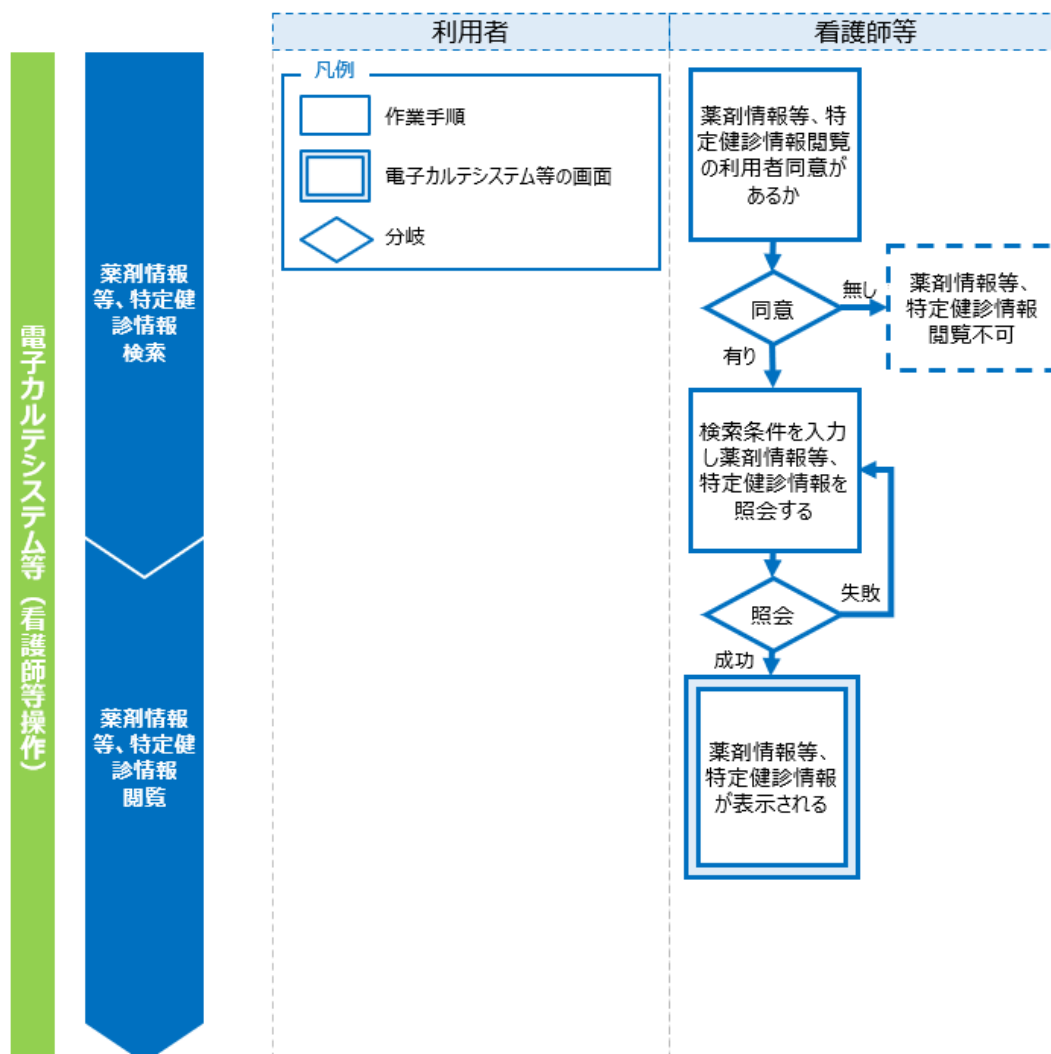
病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです。(令和3年9月以降に行われた診療行為に限ります。)毎月5～10日までに受け付けた診療行為データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

 特定健診情報とは

医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診(高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査)、75歳以上の後期高齢者に対する健診、市町村(特別区を含む)が健康増進法に基づき実施した健診、並びに事業者が労働安全衛生法に基づき40歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称です。

連携可能な医療保険者等が順次、令和2年度分以降の情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度11月1日までとなります[※]。なお、閲覧・保存期間は5年間です。

※健康増進法に基づき実施した健診の登録時期は、月次又は年次となります。

 薬剤情報等、特定健診情報の閲覧手順フロー


 **補足** 閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診情報を閲覧することとしている場合、訪問時に閲覧に同意している利用者がリストに表示されるため、薬剤情報等の閲覧が必要な利用者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF 形式でのみ薬剤情報等、特定健診情報の閲覧が可能です。

第4章 困った時には

概要

オンライン資格確認業務及び薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

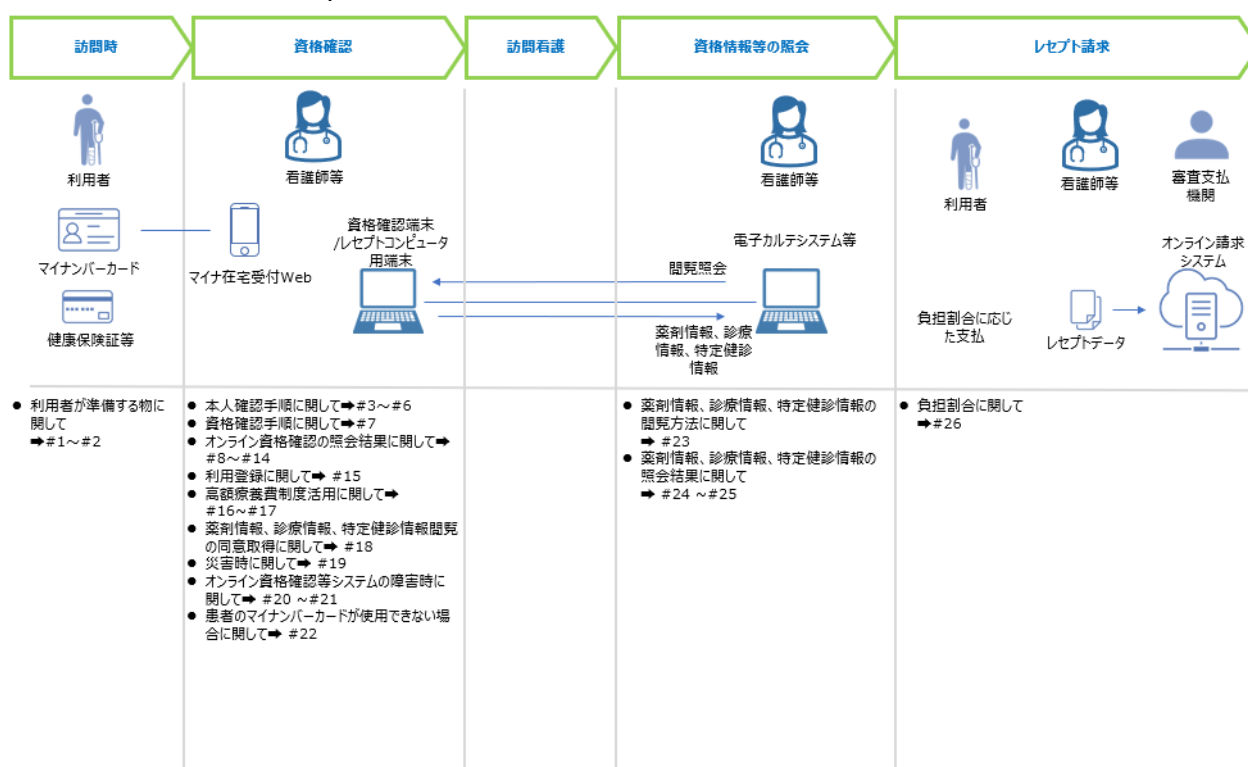
システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」・「操作マニュアル(医療情報閲覧編)」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第5章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



(1) 訪問時

#	質問	回答
1	利用者が準備する物に関して 利用者がマイナンバーカードを保有していない。	● 健康保険証・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ● 健康保険証を所持していない場合、利用者からは 10 割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7 割分を利用者に払い戻してください。ただし、2 回目以降の利用時においては訪問看護ステーションで保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、訪問看護ステーションごとに定められた運用を行ってください。 ※ 資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。 ● 【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、訪問看護ステーションから利用者の属する福祉事務所に対して照会してください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	令和 6 年 3 月から、生活保護受給者に交付される医療券等によるオンライン資格確認が可能になります。 対応している資格証類については本マニュアル「第 2 章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。

(2) 資格確認

#	質問	回答
3	本人確認手順に関して	
	暗証番号認証	
3	利用者本人が暗証番号を入力できない場合、代理人による入力が可能か。	暗証番号認証による資格確認は原則として利用者本人が行う必要があります。例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。
4	利用者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、利用者のマイナンバーカードがロックされた。	現時点では、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、健康保険証等による資格確認を行ってください。なお、令和6年度中のできるだけ早期から、目視確認も可能なアプリケーションを開発し、配信する予定です。 訪問看護ステーションではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、利用者にご案内ください。
5	代理人が暗証番号を知らない。	現時点では、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、健康保険証等による資格確認を行ってください。なお、令和6年度中のできるだけ早期から、目視確認も可能なアプリケーションを開発し、配信する予定です。
6	暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、利用者に本人確認書類の提示を求めることができます。 【本人確認書類(例)】 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券(パスポート)、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類(身体障害者手帳等)など
7	資格確認手順に関して	
	被保険者証枝番が分からない。あるいは、レセプトコンピュータが被保険者証枝番の入力に	被保険者証枝番がなくても、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。利用者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返

#	質問	回答
	対応していない。	却されます。
8	オンライン資格確認の照会結果に関して マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。	●退職等で月末に資格を喪失した利用者がその翌月の初めに利用した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ●利用者が健康保険証等を持参している場合は、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。 ※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。 ※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。 こうした場合の診療報酬等の請求は、利用者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該訪問看護ステーションの利用歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、訪問看護ステーションから利用者の属する福祉事務所に對して照会してください。
9	医療扶助の利用者について、オンライン資格確認の結果、複数の医療券情報が表示されることはあるのか。	医療扶助の場合において、複数の医療券情報が登録されている場合、自機関にひも付く全ての医療券情報を表示します。
10	照会結果について利用者から異議申立てがあった。	利用者に最新の資格証類の所持の有無を確認してください。 ●所持している場合、券面情報を確認した上

#	質問	回答
		で資格確認を実施してください。 ※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。 ※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。 ●別の方と考えられる資格情報が表示されている場合は、オンライン資格確認等コールセンターへご連絡をお願いいたします。 ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、訪問看護ステーションから利用者の属する福祉事務所に対して照会してください。
11	照会結果の氏名(名)が、レセプトコンピュータに登録済み又は契約書に記載の利用者情報と異なる。	利用者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに利用者情報を登録してください。 また、当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。 なお、氏名(姓)は婚姻等により変更の可能性があります。また、氏名(漢字)については、医療保険者等から登録される情報に、オンライン資格確認等システムでは対応していない文字(旧字等)が含まれる場合、その文字は黒丸「●」で表示されます。 そのため、同一人物にもかかわらず、相違点ありと表示されてしまうことがありますので、カナ氏名(名)の目視確認をお願いいたします。 ※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。
12	医療扶助を利用する利用者の資格確認をした際、オンライン資格結果	利用者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、社会保険状況の整合性を確認してください。

#	質問	回答
	として「社会保険状況に不整合があります。患者に現在の加入資格を確認して下さい。」と表示された。	
13	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と健康保険証の券面情報に差異がある。	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままのレセプト請求をしてください(例外の場合(#8、#10、#11、#14)を除く。)。健康保険証等の情報も活用し、各訪問看護ステーションのご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
14	市町村国保の被保険者の資格確認をした際、オンライン資格確認結果として「健康保険証区分」が「被保険者資格証明書」と表示された利用者から「短期健康保険証(一般)」を提示された。	保険者において被保険者が保険料を納付後、直ちに医療機関を利用した場合に生じます。健康保険証の発行日等を確認した上で、利用者提示の健康保険証を優先して取り扱ってください。 ※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルール of 例外適用となります。
利用登録に関して		
15	利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み(利用登録)を行っていない。	マイナ在宅受付 Web を使用した訪問看護では同意登録を行う前に、あらかじめマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している必要があります。未実施の場合は同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。
高額療養費制度活用に関して		
16	健康保険証を用いて資格情報の照会を行う際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。	● 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び標準負担額減額認定証の情報については、看護師等による口頭での同意確認で取得可能です。 ● なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、従来の

#	質問	回答
		健康保険証では取得不可としています。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。
17	「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じている。	世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が生じている可能性があるため、保険者に確認してください。
18	薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意取得に関して	
	健康保険証を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報の同意を取得し閲覧したい。	薬剤情報、診療情報、特定健診情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「訪問看護時の資格確認(マイナンバーカード)(3)同意内容の選択」をご参照ください。
19	災害時に関して	
	大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	●例えば、訪問前に、電話等で利用者から口頭で同意を取得することが考えられます。一方で、生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合、同意の取得は不要です。 ●また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報の提供を求めることができます。 ●詳細は「操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)」をご参照ください。
20	オンライン資格確認等システムの障害時に関して	
	システム障害等に伴いマイナ在宅受付 Web で資格確認ができない。 □訪問看護ステーションから持参したモバイル端末等の故障・ネットワー	●訪問看護ステーションから持参したモバイル端末等の故障、ネットワーク障害が発生した場合、利用者のモバイル端末等によりマイナ在宅受付 Web にアクセスしてもらい、資格確認を行うことが可能です。 ●マイナ在宅受付 Web のシステム障害により、

#	質問	回答
	ク障害 □マイナ在宅受付 Web のシステム障害	オンライン資格確認ができない場合、利用者が自身のモバイル端末等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面、利用者が健康保険証等を持参している場合は、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。 ※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。
21	「緊急時医療情報・資格確認機能」(資格情報照会(システム障害時))を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。	①コールセンターにご連絡いただき、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名、担当者名をお伝えいただき、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。 ②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから指定訪問看護事業者の指定申請書に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにて送付いたします。 ③医療保険情報提供等実施機関にて「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から訪問看護ステーションへ電話で連絡いたします。 ④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。 (※) ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで(1~3)およそ 30 分程度かかります。 ・訪問看護ステーションのシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 オンライン資格確認等コールセンター：

#	質問	回答
		0800-080-4583(通話無料) 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (いずれも祝日を除く)
22	利用者のマイナンバーカードが使用できない場合に関して マイナンバーカードが読み取れないため、資格確認ができない。 ＜事例＞ ☐ ICチップ破損 ☐ 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ	マイナンバーカードが読み取れないことで、その場で資格確認ができない場合、利用者が健康保険証等を持参している場合は、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。 ※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。

(3) 資格情報等の照会

#	質問	回答
	薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧方法に関して	
23	薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	● 特定健診情報の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月 1 日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、利用者によっては表示されない場合があります。 ● また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧を許可された看護師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。 ● 詳細は「操作マニュアル(管理者編)」をご参照ください。
	薬剤情報、診療情報、特定健診情報の照会結果に関して	
24	令和 2 年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧は可能か。	● 薬剤情報は、令和 3 年 9 月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。 ● 診療情報は、病院・診療所から令和 4 年 6 月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為(令和 3 年 9 月以降に行われた診療行為に限る。)を閲覧できます。 ● 特定健診情報は令和 2 年度分以降に医療保険者等から提供・登録された情報を閲覧できます。 ● 薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については本マニュアル「第3章 薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧」の手順「(2)薬剤情報等、特定健診情報閲覧」をご参照ください。
25	表示された特定健診情報が誤っている。	訪問看護の中で利用者が修正を希望する場合は、現保険者等へ問い合わせを行うよう促してください。

(4) レセプト請求

#	質問	回答
26	負担割合に関して 利用者の資格確認ができない場合の負担割合はどうすればよいか。	利用者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、利用者が健康保険証等を持参している場合は、当該マイナポータルの画面や、健康保険証等を確認し、資格確認を行い、利用者の自己負担分(3割分等)の支払を求めてください。 ※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。 こうした場合の診療報酬等の請求は、利用者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該訪問看護ステーションの利用歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。

その他 よくある質問

#	質問	回答
1	セキュリティインシデントの発生が疑われる場合 訪問看護ステーションにて 医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生 の疑いがあるが、どのように 対応すればよいか。	各訪問看護ステーションに対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。 <u>医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u> 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。 本人同意を得て閲覧した医療情報を電子カルテシステム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。 その上で、オンライン資格確認等システムの利用にあたって、訪問看護ステーションが保有するシステムにおいて医療情報等(本人同意を経て閲覧した医療情報など)を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、訪問看護ステーションの責任範囲となります。 また、訪問看護ステーションからオンライン資格確認等システムにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が訪問看護ステーションとの契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、訪問看護ステーションの責任範囲となる場合があります。

第5章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧に係る不明点について、「第4章 困った時には」を読んでも解決しない場合、訪問看護ステーションごとに契約している訪問看護ステーションシステムベンダーへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向け総合ポータルサイト※をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法(FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話)を用意しています。

※医療機関等向け総合ポータルサイト

URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード



① FAQ



24 時間対応

【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧に関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

また訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する質問は医療機関等向け総合ポータルサイトから「よくある質問」へアクセスしてください。

② チャットボット



24 時間対応

【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧について 24 時間 365 日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。

なお、マイナ在宅受付 Web に関する内容等は未収載であり、訪問看護ステーションにおける情報は順次対応する予定です。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトを開くと、画面右下に表示されます。シカク君の案内に従って情報を選択することで、知りたい情報が表示されます。

③ お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24 時間 365 日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583(通話無料)

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00(日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。)

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いします。
- なお、看護師等個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用(Bring Your Own Device; BYOD)も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いします。

チェック実施日：_____年____月____日

担当者：_____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
☐	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
☐	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
☐	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
☐	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された看護師等に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
☐	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、看護師等に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版(令和 5 年 5 月)」